

平成 25 年 6 月 14 日

法制審・新時代の刑事司法制度特別部会発言要旨

厚生労働省社会・援護局長 村木厚子

1 取り調べの録音・録画について

分科会委員が精力的に検討を進めていることに感謝する。一方で、このまま順調に審議が進んでも、議論開始から法案提出まで約3年がかかることとなる。今後の審議のスピードアップ、精力的な検討を期待する。また、私自身も、取りまとめに向け努力したいと考えている。

本特別部会の設置の趣旨は、冤罪事件の発生などに端を発し、取り調べ偏重、調書偏重の弊害を直視し、これを改める新しい時代に即した刑事司法制度作りであると理解している。部会発足後も PC メール事件で逮捕された4人中2人が虚偽の自白調書を取られるという事件が起こり、社会の関心もさらに高まっている。

録音・録画は、この問題の解決にとってとりわけ有効な手立てとして提起されたものである。確かに録音・録画の弊害、リスクに対する懸念はあるだろうが、今の取り調べ偏重、調書偏重の弊害、問題点があまりにも大きいことから、制度見直しの議論が始まったことを関係者には忘れないでいただきたい。特に、警察、検察には、当事者として録音・録画について問題点を指摘するばかりでなく、本部会設置の趣旨を踏まえ、これなら、今後、取り調べや調書にまつわる問題が格段に改善するであろうと思えるような案になるよう、建設的な議論をしていただきたい。

取り調べの適正化とその事後検証を可能にするためには、録音・録画は必須であると考えます。そうした趣旨・目的に照らせば、取り調べは原則録音・録画すべきという基本は譲れない。

基本構想において、このテーマについては、二つの案が示され、分科会の検討に付されている。

今回の議論の発端が、取り調べや調書に対する信頼性を失わせるような事案が重ねて発生したことであることを考えると、そうした状況を招いた捜査当局に録音・録画の範囲を任せるとする第2の案は、そもそも問題外だと考える。

したがって第1の案について、意見を述べたい。録音・録画を原則とする場合、「例外」をどう設定するかが課題となる。例外が増えて、あるいは例外とする場合についてのルールがあいまいなもので、結果的に原則と例外がひっくり返ってしまうような可能性を残す制度は作るべきではない。例外は、きわめて限定的なもの、かつそれについて事後に争いが起こりにくいものとするべきと考える。

例外①については、一定の場合、例外となることを否定するものではないが、そうしたことが起こらないよう、最大限の努力をしてもらいたい。たとえば、機器の故障については、そもそも機器の整備は取り調べ機関の責任であり、故障のために大切な録音・録画が行われなかったことはあってはならないことである。万一の場合に備え、録音だけは最低限行うこととすべきである。

通訳人についても、通訳人が録音・録画を拒むということそのものが考えにくい、通訳人の安全のため等であれば、通訳人を画面から外す、録音のみに留める、再生の際の工夫をするなどにより、対応すべき問題と考える。通訳人の都合で、被疑者が録音・録画をうけられないということはあるべきではない。

例外②についてであるが、本人に対する加害行為の恐れがあるときに、被疑者の同意を得て、録音・録画を行わないことは認めてよいと考える。その場合、同意までの間の取り調べの録音・録画を要件としていただきたい。理由の如何を問わず、本人が録音・録画を拒否した場合に認めるかどうかについては、さらに専門家のお考えを聞いて自分の意見を整理したい。

また、「その他」において、被疑者の不安、緊張、羞恥、名誉、利益など様々な要素が挙げられているが、これらは、被疑者が取り調べを受けるという日常にはない状況にあることを考えれば、どんなケースでも、だれでもが、程度の差こそあれ持つものであり、こうしたものを広く例外の理由とすることには賛成できない。

関係者の心情、名誉、利益等のために、被告人の身をまもるために重要な録音・録画がされないということもあっては困る。これらについては、証拠開示

や再生の制限で対応すべきである。

また、捜査に支障がある場合についても、事後の証拠開示や再生の制限で対応すべきである。

いずれにしても、そもそも、どういう供述をするかを事前に予測することは本人以外には出来ないのだから、本人が拒否する場合を除き、いろいろな例外を作れば、それがまた、争いの種になることは必定である。そうしたものを認めるべきではない。

なお、録音・録画の対象事件の範囲や参考人の取り扱い等についての議論は今後ということになるが、その点も含め、できる限り録音・録画の範囲を広げるべきであると考えている。コストなど様々な問題もあろうが、まず、録音だけ行うことでもよいと考えており、そういった案も含め柔軟に検討していただきたい。

4 身柄拘束について

特別部会において専門家の議論を聞いている中で、特に気になったことがある。「制度の趣旨にのっとって適切に運用されている」という趣旨のご発言だ。私は、身柄拘束が安易に行われていないか、証拠が適正に開示されているか、取り調べが適正に行われているか等々の問題について、この部会でこういう発言を聞くたびに、不安に駆られた。自分の経験で、そうではないと知っているからだ。部会メンバーには、問題が起こっているという現実を直視し、制度の本来の趣旨に戻って、あるべき制度、あるべき本来の運用を取り戻す方法を考えていただきたい。

身柄拘束は、大きな基本的人権の制約である。本人にとっては、刑が確定し、自由刑に処せられるのと同じ効果を持つ。法律に従えば、極めて限定的に運用されているはずだが、実態はそうになっていない。これだけ大きな人権の制約にもかかわらず、ルールがあいまい、運用にばらつきがあるのでないかと思う。

私自身も長く勾留されたが、共犯とされた4人の中で、私だけが否認をしていたために、起訴後も保釈をされず、長期に勾留された。否認に対する懲罰的な意味合いがあると受け止めざるを得なかった。

身体拘束をして、また、家族や周りとの接触を遮断し、慣れない厳しい拘置

所での生活を強いられることは、精神面で非常に大きなダメージになるし、虚偽の自白の要因になりやすい。

一方で、確かに万が一にも罪証隠滅や逃亡のリスクは冒したくないという関係者の気持ちも一定理解できる。

これまでは、身柄拘束か、在宅か、ゼロか 100 しかなかったために、リスクがあると思うと、身柄を拘束するということになったと考えられる。

「中間処分」を作り、これによっては逃亡や罪証隠滅を防止できない時に限って勾留するという仕組みをぜひ作っていただきたい。勾留によって、被告人の受ける不利益が大変大きいことをぜひ十分に認識いただき、これを考慮に入れてもなお勾留をする必要がある場合にのみこの手段が使われるという制度にしていきたい。

5 証拠開示について

証拠開示については、先の司法制度改革において制度面で格段の進歩があり、関係者がこれを高く評価していることは理解している。

一方で、無実の人間が被告人となった場合に、暗闇の中で手さぐりをし、膨大な労力を証拠開示のためにかけている現状も、ぜひ皆様に理解していただきたい。

また、実際に、郵便不正事件のように、公文書偽造という犯罪をめぐる裁判に、肝心のフロッピー・ディスクが、検察によって押収されていたにも関わらず、証拠として公判に提出さえされず、かつ、改ざんされていたということが二度と起こらない方法を提案してくださることを心から期待している。

その意味で、証拠の標目を記載した一覧表の交付は最低限、お願いをしたい。

また、そうした制度が、公判前整理を前提としたものになるのであれば、公判前整理が適切に活用されるよう請求権について積極的な議論をお願いする。